

平成5年4月17日制定  
平成6年4月22日改正  
平成7年10月7日改正  
平成9年4月18日改正  
平成10年4月24日改正  
平成25年11月29日改正

## 精密工学会北海道支部「技術賞」審査委員会 および審査に関する申し合わせ事項

精密工学会北海道支部「技術賞」受賞者の審査を実施するにあたり必要事項をまとめる。

### 1. 審査基準

- (1) 技術の独創性
- (2) 開発技術あるいは製品の新規性
- (3) 製品、技術の開発への努力（人的、時間的、技術的、経済的）
- (4) 工業的価値（実用性、普及度、経済効果）
- (5) 技術の将来の発展の可能性
- (6) その他、精密工学会北海道支部活動への貢献度など

### 2. 審査委員会

- (1) 審査委員会委員は、当支部に所属する下記のものから必要数、支部長が委嘱する。
  - 商議員（支部長を除く）
  - 本部理事および本部代議員
  - 名誉会員およびフェロー
  - 前支部長
  - その他、支部長が審査のために特に必要と認めた正会員
- (2) 審査委員長は委員の中から支部長が委嘱する。
- (3) 審査委員長は委員会を主宰して、受賞候補者を決定し支部長に通知し、受賞候補者の審査結果と経緯を商議員会で報告する。
- (4) 審査委員の任期は1年とし再任は妨げない。

### 3. 審査方法と日程

- (1) 応募者が多い場合、審査委員会は、応募された全業績について書類（5点法で採点）で1次審査を行い数件に絞る。
- (2) 1次審査後、審査委員長は、各審査委員が学術講演会当日に必ず出席し、講演の審査が行えるよう依頼調整を行う。
- (3) 1次審査で審査された業績について、審査委員は学術講演会の発表（ポスターセッション）により2次審査する。
- (4) 2次審査では、各審査基準について5段階で評価を行う。
- (5) 支部長は各審査委員に表彰当日（懇親会の行われる日）に審査委員会を開催することを前もって通知する。

- (6) 審査委員会では、講演終了後、直ちに1, 2次審査の結果に基づき、受賞者候補を決定し、支部長に報告する。
- (7) 支部長は審査結果を受けて、商議員会を招集し、結果を報告して受賞者を決定する。
- (8) 審査委員は審査経過および審査結果については一切外部へ漏らしてはならない。

#### 4. 受賞者

- (1) 応募時の全連名者を受賞者とする。企業、公設研究所、教育機関等の所属は問わない。
- (2) 原則として、応募者の中に道内の精密工学会の賛助会員企業が含まれていることが条件であるが、道内の賛助会員の拡大と支部活動を活発化する目的から、非賛助会員の道内企業しか含まない応募も認める。
- (3) 積極的な勧誘、推薦を支部役員、商議員に依頼する。

#### 5. 発表形式

- (1) 支部講演会における応募技術の発表はポスターセッション形式とする。
- (2) 発表時間は1～2時間程度とする。
- (3) 応募書類と別に支部講演会前刷と同程度の技術紹介原稿を提出する。提出期限は講演発表論文集原稿締め切り日にあわせる。事情によっては1ページでもやむをえない。
- (4) 審査の利便上なるべく、関連資料（カタログ、社内技術資料等）の提出を受ける。

#### 6. 覚え書き

- (1) 支部長は審査書類送付時に当該年度の審査基準、審査方法の方針を審査委員に知らせる。
- (2) 審査委員は北海道支部学術講演会に必ず出席し、ポスターセッションの研究発表を審査する。
- (3) 「技術賞」審査委員長はポスターセッション終了後直ちに審査委員会を開催し、受賞候補者を決定してその結果を支部長に通知する。
- (4) 授賞式は北海道支部学術講演会懇親会の席上で行う。審査委員長が審査結果の発表と審査経緯の簡単な説明を行う。支部長が賞状を手渡す。

#### 7. 賞

受賞者には、下記を贈呈する。

- (1) 賞状：受賞企業もしくは組織（公設研究所等、但し教育機関は除く）に各1枚、  
および全連名者（教育機関も含む）に各1枚。
- (2) 記念品：受賞企業もしくは組織（公設研究所等、但し教育機関は除く）に盾を各1個。

以上